復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
特別所得税の額の合

を

第九条の六第一項、第三項及び第四項、第九条の六の二第一項、第三項及び第四項、第九条の六の三第一項、第三項及び第四項並びに第九条の六の四第一項、第三項及び第四項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

に、「第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法」を「（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法」に、「第四十条の三の三第二十二項第一号及び第二号、第二十三項並びに」を「第四十条の三の三第二十二項各号、第二十三項及び」に、「及び第四号、第六項並びに」を「から第五号まで、第六項及び」に改め、同条の次の表の第四十一条の三の四の項、第四十一条の三の四第一号の項、第四十一条の三の四第二号の項、第四十一条の三の五第一項の項及び第四十一条の三の五第二項の項の各欄中同表の第四十一条の三の四の項、第四十一条の三の四第一号の項、第四十一条の三の四第二号の項、第四十一条の三の五第一項の項及び第四十一条の三の五第二項の項の各欄を次のように改める。

第四十一条の三の四	所得税に係る	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る	予定納税額を	予定納税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を
第四十一条の三の四第一号	第百四条	第百四条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）		
	同条第一項	所得税法第百四条第一項		
第四十一条の三の四第二号	第百十一条	第百十一条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）		
	同条第一項	所得税法第百十一条第一項		
第四十一条の三の五第一項	所得税に	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に		
	前条第一号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項、次項及び第四項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前条第一号		
	同法第百四条第一項の規定	所得税法第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定		
	同項	同号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項		
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額		
第四十一条の三の五第二項	第百七条第一項各号	第百七条第一項各号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）		
	所得税に	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に		
	同項の規定	所得税法第百七条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定		